



鉄道車両－電気品－第3部：直流遮断器

JIS E 5004-3 : 2008

(JARI/JSA)

平成 20 年 3 月 11 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄道技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	岡 本 熊	財団法人鉄道総合技術研究所
(委員)	磯 村 陽 治	社団法人日本鉄道施設協会
	岩 崎 正 志	財団法人日本鋼索交通協会
	遠 藤 隆	東日本旅客鉄道株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	小 澤 宏 一	JFE スチール株式会社
	小 田 和 裕	日本貨物鉄道株式会社
	小野山 悟	社団法人日本鉄道電気技術協会
	河 合 篤	国土交通省
	北 野 忠 美	社団法人日本民営鉄道協会
	土 井 利 彦	信号工業協会
	藤 澤 憲 三	鉄道分岐器工業会
	堀 江 富士雄	近畿車輛株式会社
	溝 口 正 仁	社団法人日本鉄道車輌工業会
	室 木 鉄 朗	東京都
	若 月 輝 行	新日本製鐵株式会社
	和 嶋 武 典	株式会社日立製作所
	渡 邊 朝 紀	IEC TC9 国内委員会（財団法人鉄道総合技術研究所）
(専門委員)	福 永 敬 一	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 20.3.11

官 報 公 示：平成 20.3.11

原案作成者：社団法人日本鉄道車輌工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 淡路町サニービル TEL 03-3257-1901)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：鉄道技術専門委員会（委員会長 岡本 熊）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省鉄道局技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 分類	6
5 特性	7
5.1 特性を示す項目	7
5.2 遮断器の種類	7
5.3 主回路の定格値及び限度値	7
5.4 動作頻度	8
5.5 電気制御回路及び空気制御回路	8
5.6 電気補助回路及び空気補助回路	8
5.7 過電流引外し機構	9
5.8 ピークアーク電圧	9
6 製品情報	9
6.1 機器情報の文書化	9
6.2 表示	9
7 通常の使用条件	9
8 構造上及び性能上の要求	9
8.1 構造上の要求	9
8.2 性能上の要求	9
9 試験	11
9.1 試験の種類	11
9.2 構造上の要求に対する検証	12
9.3 性能上の要求に対する検証のための形式試験	12
9.4 性能上の要求に対する検証のための受渡試験	18
附属書 A (規定) 投入性能及び遮断性能を検証するための試験回路	20
附属書 B (参考) 回路短絡時の投入電流及び遮断電流の検証	21
附属書 JA (参考) 試験電流の時定数及び電流突進率	23
附属書 JB (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	25
解 説	29

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本鉄道車輌工業会（JARI）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS E 5004 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS E 5004-1 第1部：一般使用条件及び一般規則

JIS E 5004-2 第2部：開閉機器・制御機器及びヒューズの一般規則

JIS E 5004-3 第3部：直流遮断器

JIS E 5004-4 第4部：交流遮断器

JIS E 5004-5 第5部：高圧ヒューズ

鉄道車両－電気品－第3部：直流遮断器

Railway applications—Electric equipment for rolling stock—
Part 3: Electrotechnical components—Rules for d.c. circuit-breakers

序文

この規格は、2001年に第1版として発行された **IEC 60077-3** を基に、対応する部分については対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格に規定されていない規定項目（動作頻度、動作能力、遮断器の定格電圧、制御電圧及び制御空気圧力など。）を日本工業規格として追加している。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。対応国際規格を変更している事項については、変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、**JIS E 5004-2** による機器の一般規則に追加する内容として、各種の直流遮断器の特性及び試験方法について規定する。これらの直流遮断器の主接触部は、直流の主回路及び／又は直流の補助回路に接続されており、これらの回路電圧は、**IEC 60850** に規定する直流 3 000 V を超えない直流の標準電車線電圧であるものとする。

この規格は、通常の回路条件のもとで、電流を投入、通電及び遮断することができ、かつ、回路短絡のような特定の異常回路条件のもとでも、投入、規定した時間の通電及び遮断することができる能力をもつ直流回路に使用する機械的開閉機器について規定する。

この規格は、**JIS E 5004-2** の規定と併せて、次に示す特定項目について規定する。

- a) 遮断器の特性
- b) 遮断器の使用条件
 - 1) 通常時の使用条件及び動作条件
 - 2) 短絡時の使用条件及び動作条件
 - 3) 絶縁特性
- c) 遮断器が、規定の使用条件における特性に適合していることを確認する試験及び適用する試験方法。
- d) 遮断器に表記する情報又は遮断器に添付すべき情報。

なお、この規格は、次のような機器には適用しない。

- e) 電気機器を多重接続して、特定の責務を達成するもの。
- f) **JIS C 8201-2-1**, **JIS C 8201-2-2** 及び **JIS C 8370** による一般産業用遮断器
- g) **IEC 61992-2** による鉄道電気設備用の直流遮断器

上記の f) 及び g) の遮断器を鉄道車両用に使用する場合には、鉄道車両用として満足に使用できることを確認するため、この規格の特定の項目だけを規定して利用することが望ましい。その場合、使用する一般